

午前十時 二分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

日程に先立ち、助役より、去る九月九日の一般質問における十番平野文活君の質問に対する答弁の中で、その発言の一部を訂正したい旨の申し出がありますので、発言を許可いたします。

○助役（大塚利男君） 私、九月九日の一般質問の中で、平野議員さんの質問に対し「再度確認します」ということでありましたので、私の前答弁に対する再確認と思い込みまして、「そのとおりであります」と答弁いたしましたが、株式会社イズミということで、市の職員五人は一致したという質問につきましては、このことにつきましては確認ができませんので、その旨をつけ加えさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（清成宣明君） 本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第六号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次御報告願います。

厚生委員会委員長。

（厚生委員会委員長・池田康雄君登壇）

○厚生委員会委員長（池田康雄君） 厚生委員会は、去る九月六日の本会議において付託を受けました議第七十八号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第四号）関係部分につきまして、九月十日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

最初に環境安全課関係部分では、当局より、市営的ヶ浜駐車場の照明灯を国道十号の電線地中埋設化工事に合わせて移設する工事に伴う経費及び緊急地域雇用創出特別基金事業を活用し防災マップを作成する補正予算であり、今回の防災マップは平成九年に作成したものを改訂して、新たに津波対策や由布・鶴見岳の火山ハザードマップを加えたものとし、日本語版を五万五千部、英語版を五千部作成し、市報と一緒に全戸配布するとともに留学生にも配布したいとの当局説明に対し、委員より、別府市のホームページからも新しい防災マップを閲覧できるようにしてほしいとの要望がなされました。以上の当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

続いて清掃課関係部分であります。従来は古紙・古布の資源回収や、缶・瓶・ペットボトルの中間処理委託を業者との随意契約で行ってきたが、このたび新たな業者が参入することにより、平成十七年度から競争入札を実施することとなった。これに伴い準備期間や周知の徹底のため十六年度中に入札を行うこととなり、今回債務負担行為額の補正を計上しているとの当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定いた

しました。

次に社会福祉課関係では、当局より、今回補正計上しているのは国民生活基礎調査の経費及び生活保護適正化実施推進に要する経費であるとの説明に対し、委員より、今回の国民生活基礎調査については、個人のプライバシーにかかわる調査のため市民からの問い合わせもあるので、できるだけ早い時期に自治会や議会等にも周知を図っていただきたかったとの要望がなされたところ、当局より、今後は市民との摩擦が起こらぬようスムーズに調査が実施できるように検討してまいりたいとの説明を了とし、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

続いて障害福祉課関係部分では、当局より、心身障害者福祉関係補助金の追加額について主なものの一つは、障害者の親の会などが運営している法人化されていない小規模作業所を、より運営が安定する法人格の小規模通所授産施設に移行するために、補助金の増額をするものであり、今回三つの作業所が移行する予定である。またもう一つは、民間企業などが所有する不特定多数が利用する公共的施設に、高齢者・障害者が利用する際のバリアをなくすための補助を行うものであるとの説明がなされたところ、委員より、国が福祉関係の補助金を減額する中、県と市で授産施設の安定化をカバーする点は評価できるが、作業所によっては家族が私財を投げ出し運営しているところもあり、もっと手厚い対策を施してほしいとの要望がなされました。以上の当局説明を了とし、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、高齢者福祉課関係部分であります。当局より、現在直営で運営している「扇山老人ホーム」は、老朽化が進み建てかえ等を検討してきたが、今回これを民設民営化して、よりよい環境で入居者が生活できるように移管する方針が示されました。その運営事業者を選定するための仮称「養護老人ホーム選定委員会」を立ち上げ、これに伴う経費を補正するものであるとの当局説明がなされました。委員より、選定委員会について、さきの保育所民営化選定の時の轍を踏まないように注意していただきたい。また、選定委員会のあり方についても、一般市民にオープンな形で開いてもらいたいとの要望がなされた次第であります。最終的に当局説明を了とし、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果について報告を終わります。

議員皆様の御賛同を、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 建設水道委員会委員長。

（建設水道委員会委員長・山本一成君登壇）

○建設水道委員会委員長（山本一成君） 建設水道委員会は、去る九月六日の本会議において付託を受けました議第七十八号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第四号）関係

部分外三件について、九月十日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告をいたします。

最初に、議第七十八号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第四号）土木課関係部分についてであります。

道路新設改良費は、県の別府挾間線改良事業に伴う市道北町東別府停車場線交差点用地及び工事用迂回路の用地を確保し、同事業の推進を図るものであり、また交通安全施設整備費については、鉄輪地区一括の三路線の交通安全施設整備事業による歩道整備を行うため、地元自治会や鉄輪地区道路整備期成会との協議を重ねる中、当初予算で承認された三路線のうち、鉄輪湯の川線を歩車共存道路として整備するに当たり、同路線を一方通行に規制することについての合意が得られず、今年度の実施が困難となったため、十七年度実施予定であった妙診鉄輪線の用地買収を今年度を実施するため、用地購入費及び物件移転補償費に予算の組み替えを行うものである。

また、鉄輪湯の川線の道路整備については、「まちづくり交付金事業」により来年度事業着手できるように国、県と協議中であるとの説明がなされました。

次に都市計画課関係議案・議第八十五号別府市国土利用計画の変更については、昭和五十九年九月に策定した別府市国土利用計画を新しい国土利用計画に変更するものであり、

「美しい山と海に抱かれた国際観光温泉文化都市の創造」を将来像に、本市の特性である観光都市を前面に打ち出した七つの基本目標を定めて計画を策定したなど、計画の概要や策定経過等についての説明がなされました。

これに対し委員より、旧別府市国土利用計画は、周知が十分図られることなく今日に至っている。今後は、庁内はもちろん、住民や業者にも周知を図り、基本理念に沿って事業が計画されるべきであるとの意見がなされたところであります。

続きまして、下水道課関係議案・議第八十二号工事請負契約の締結については、昭和五十五年に建設された中央浄化センターにあるガスタンクの老朽化による設備更新工事に伴い、契約を締結しようとするものであるとの説明がなされましたが、これを了とし、議第七十八号及び議第八十五号並びに議第八十二号の以上三件につきましては、採決の結果、いずれも全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後に、議第八十号平成十五年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成十五年度別府市水道事業剰余金の処分についてであります。当局より、平成十五年度主要事業の説明、続いて水道事業剰余金の処分についての説明がなされました。

委員より、水道局の経営改善について、収益率の向上、民間委託、事務事業の効率化を進め、労働生産性の向上等を早急に図る必要があるのではないかと指摘がなされました。これに対し当局より、昨年度二月に策定した水道事業経営健全化実施計画案に基づき、今年度から平成十八年度の三カ年を目標に、労使間で協議をしながら、目標達成に向け努力

していきたいとの答弁がなされました。また、ダムの維持管理について、防災という見地からも大変重要であり、老朽化したダムについては、年次計画を策定し、計画的に補修補強に努めてほしい等の要望がなされました。最終的に議第八十号につきましては、採決の結果、一部委員から反対である旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり認定及び可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長・平野文活君登壇）

○総務文教委員会委員長（平野文活君） 総務文教委員会が、去る九月九日の本会議において付託を受けました議案は、議第七十八号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第四号）関係部分外四件であります。九月十日に委員会を開会し慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について簡単に御報告いたします。

初めに議第七十八号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第四号）関係部分であります。

企画調整課関係では、市制八十周年を記念して「八十周年事業に」ということで、百万円の御寄附を市内の篤志家からいただきましたので、市美術館で開催いたしました「なつかしの湯のまち別府歴史文化展」の際、市民の皆様から出品された貴重な歴史的資料のデータ保存及び冊子製作の経費として今回計上した次第であるとの説明がなされました。

国際交流課関係では、留学生の急増による支援対策として「大学コンソーシアムおおいた」の設立に伴う市負担金を計上したものであるとの当局の説明に対し、委員より、現在、当市では数多くの留学生が居住しているが、働く場所が非常に少なく、この設立を機に当局としてもあっせん等の協力をお願いしたいとの要望がなされました。

その他、職員課、教育委員会等からも詳細なる説明がなされましたが最終的に、議第七十八号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第四号）総務文教委員会関係部分を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第八十一号 湯のまち「べっぷ」男女共同参画都市宣言についてであります。当局より、平成十一年に男女共同参画社会基本法が施行され、大分県においても平成十三年に「おおいた男女共同参画プラン」の策定、平成十四年には「大分県男女共同参画条例」が制定され、当別府市においても平成十四年に「別府市男女共同参画プラン」が策定され、今回の提案に至った次第であるとの説明に対し委員より、宣言の内容はすばらしいものだが、今後これをどのように生かしていくのかとの質疑に対し、全職員の周知徹底を初め、各地域・教育現場・PTAの方々に周知と御理解をお願いし、最終的には全市的に取り組

みたい、そして条例化に向けて鋭意努力したいとの当局説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議第八十三号及び議第八十四号の土地の取得についてであります。二議案とも土地開発公社が委託契約により先行取得した土地を再取得するものであり、こうすることで土地開発公社事業の健全化、毎年度一千万円程度の支払利息の軽減が図れるとの当局の説明に対し委員より、再取得した後の計画等を早急に作成し有効活用ができるように努力してほしいとの要望がなされ、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第八十六号市長専決処分についてであります。学校法人別府大学明豊高等学校が第八十六回全国高等学校野球選手権大会大分県大会で優勝し、大会出場実行委員会から補助金の申請がなされました。優勝したのが七月二十五日であり、甲子園大会までに十分な時間がなく、過去の支出の経過を参考に内部協議の結果、市長専決処分とさせていただき補助金の支出をした次第であるとの説明がなされましたが、本件については、さきの本会議における種々の指摘事項を踏まえ、今後における補助のあり方について、一、他のスポーツ団体との整合性を図ること、二、補助金額の見直しを含めた整理をすること、三、公費補助・学校補助・一般からの寄附金の使途について優先劣後の関係を明確にすること、四、収支報告書に領収書を添付させるとともに公費補助金の使用範囲の整理をすること、五、残余金の取り扱いについて明確にすること、以上の五項目について要望するとの意見がなされ、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定した次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案五件に対する審査の経過と結果についての御報告といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 観光経済委員会委員長。

（観光経済委員会副委員長・吉富英三郎君登壇）

○観光経済委員会副委員長（吉富英三郎君） 委員長にかわりまして、副委員長の私より御報告いたします。

観光経済委員会は、去る九月六日の本会議において付託を受けました議案二件について、九月十日に委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

最初に、議第七十八号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第四号）関係部分についてであります。

まず商工課関係部分であります。当局より、中心市街地において廃業する店舗が多くなっている中で、緊急雇用創出対策事業として、家賃、店舗面積、所有者等の調査をし、今後の空き店舗対策に生かしていきたいとの説明がなされました。委員より、中心商店街の空き店舗を調査することによって、今後の活性化対策にどのように生かされるのかとの

質疑がなされ、当局より、空き店舗の実態を把握することにより、商工会議所とも連携し、商店街の方たちを含めた協議会等の設置や、空き店舗を利用して、ポケットパークなどの核となる施設をつくり、商店街の目玉として活性化を図っていく構想もあるとの答弁がなされました。さらに委員より、単発的な調査で終わるのではなく、また調査項目にも検討を加えるなどして、ぜひとも今後の商店街の活性化に十分生かせる調査にしていきたいとの要望がなされました。

次に農林水産課関係部分であります。当局より、別府市で開催される農林水産祭における農業・畜産・林業等の振興助成に要する開催補助金であるとの説明がなされました。委員より、県は補助金を減額しているが、別府市は平成十二年度と同じというのはなぜかとの質疑に対し、今年度は、別府市が強力に誘致したことと、ダンスフェスタの同時開催にかかる費用もあり、前回と同額になっているが、来年度以降については、運営委員会等により主張していききたいとの当局説明を了とし、最終的に議第七十八号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第四号）関係部分を採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十九号平成十六年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第一号）についてであります。

当局より、全国競輪施行者協議会助成金により、競輪事業の啓蒙・啓発を目的とした、仮称別府競輪場ふれあい会館の建設により、競輪の資料やグッズを展示し、さまざまな教室や講演会を開催して、ファン層の拡大を図り、さらに、競輪場周辺の防犯対策として街灯を設置するものであるとの説明がなされました。委員より、助成金の使用目的についての制限はあるのかとの質疑に対し、競輪の向上に資する有益な事業であり、振興策に向けた事業が対象であるとの説明がなされました。また、仮称別府競輪場ふれあい会館の建設に当たっての地元自治会の理解は得られているのかとの質疑に対し、当局より、地元自治会とは十分に協議し、了解は得ているとの答弁がなされました。

以上のような質疑を経て、議第七十九号平成十六年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第一号）を採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、当委員会に付託を受けました議案二件に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 決算特別委員会委員長。

（決算特別委員会委員長・首藤 正君登壇）

○決算特別委員会委員長（首藤 正君） 去る九月九日の本会議において設置されました決算特別委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託を受けました議案は、議第八十七号平成十五年度別府市一般会計歳入歳

出決算及び平成十五年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

九月九日の本会議終了後、委員会を開会し、冒頭、正副委員長の互選を行いました。その結果、不肖私、首藤正が委員長に、永井正君が副委員長に選任されましたので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、議案の審査に入り、審査の方法並びに日程等について協議をいたしましたが、本件については、その内容が広範多岐にわたるため、今会期中に審査を終了することが困難であるとの観点から、全会一致をもってさらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定した次第であります。

以上、当決算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、各常任委員会及び決算特別委員会委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

（十番・平野文活君登壇）

○十番（平野文活君） 日本共産党議員団を代表して、反対討論を行います。

まず、議第七十八号の平成十六年度一般会計補正予算の一部である扇山老人ホームの管理に要する経費の追加額、この予算に反対であります。

これは報告されましたように、民設民営に移行するための予算であります。厚生委員会の調査会に出された資料を見ますと、民設民営のメリットとして、そのトップに「建設費の必要がない」、これは市の立場からですね。また第二に「市費の超過負担がない」、こういうことを挙げておられて、もっぱら市財政にとってのメリットを強調しております。これは福祉に金をかけるのはむだというような考え方が根底にあるのではないかと、このように思います。その一方で、民営でも公営でも入所基準も変わらず、国からの措置費なども何ら変わらない、入所者の費用負担なども変わりはないというようなことを強調しまして、同じサービスが提供できるのであれば、市としては安上がりな民設民営の方がよいではないかと、こういう結論を導き出してあります。

しかし、公設公営と民設民営の決定的な違いは、公設公営の場合は福祉サービスそのものが目的であるのに対し、民設民営では、例え社会福祉法人といえども民間経営である以上、事業利益なしにはやっていけません。ですから、施設の建設費に対する国の補助などは公設でも民設でも変わりはないわけですし、公設であれば土地も遊休市有地などを活用すれば、追加の費用はかかりません。しかし、民設の場合、自前の土地を確保し建設費の自己負担というものが伴います。したがって、その先行投資分は開設後の運営の中で回収しなければならない、こういうことになるわけで、そのためにどうやって事業利益を生み

出していくかということが、開設後の経営者の大きな課題になるわけであります。そのために人件費を初めとした運営経費の徹底した削減や、あるいはそういう削減が伴います。また、職員も経験豊富な専門職から、安い賃金で働く未経験者中心に置きかえようと、そういう動きになります。また、管理運営も公設であれば、職員の集团的英知による運営がされると思いますが、民設民営移行後は経営者の独断専行的な運営になりがちであります。山の手保育園でのトラブルも、こうした民営化による経営者の立場からの改革の結果とも言えるのではないのでしょうか。私たちは、こうした福祉に対する公的責任を放棄し、福祉を営利事業化する施策には同意できないものでございます。

次に、議第八十号平成十五年度水道事業決算の認定及び剰余金処分の議案について、反対であります。

つい先日も、ある印刷業者から、「水道料金が高過ぎるがどうにかならないか」という声を受けました。私は、「印刷業にどうしてそんなに水が必要なのか」と聞きますと、

「毎日機械の洗浄をしなければならない」ということで相当な水を使うとのことでした。そういう予想外の業種にまで水道というのは関係しているのだなということを感じたわけですが、平成九年からの大幅な値上げ以降、私たちは、別府市の水道行政の幾つかの重大な問題点を繰り返し指摘させていただきました。しかし、今回の平成十五年度決算においても、私たちが指摘してきた問題点は、基本的には何ら改善されていないのでございます。

第一に、市民生活が不況にあえいでいるのに対し、水道事業はもうけ過ぎているという点であります。不況の影響で十五年度の有収水量は二十五万トンも減っております。また、その一方で、全国の類似団体、別府市と同規模の人口を持つ市の水道事業の平均が資料として出されておりますが、一トン当たり四円の赤字、つまり原価割れで市民に水を供給しているのに対し、別府市ではトン当たり二十一円のもうけを上げております。その結果、平成十五年度も純利益約四億を出しており、それに減価償却約五億を加えれば九億以上の豊富な事業資金を生み出しているのであります。決算の資料を見ても、全国的な位置づけからしても、別府市の水道会計の経営状況は極めて良好ということが、その結果言えるようになっております。

第二に、私たちは、これまでも事業計画や資金計画の見直しを要求してまいりました。また、経営の効率化も含めてこの三つの改革をやれば、もっと安く市民に水道を供給できるのだという提案をしてまいりました。しかし、今回の平成十五年度決算を見ても、事業計画や資金計画の見直しはされないまま、とにかく何でも料金に転嫁するという水道行政が続いております。福祉減免は、本来なら市の一般行政、福祉行政としてやるべきことであって、そのための経費は一般会計から水道会計に繰り入れすべきということを繰り返し主張してまいりましたが、これは実現しておりません。



また、鮎返ダムに対する工事費用ですね。これは私ども共産党としては、安全対策費、災害対策費、そういうものとして一般会計で見るべきだということを主張してまいりました。これは私たち単独の主張ではなく、十年前に水道局自身が長期計画を策定しましたが、その中で災害対策の費用は一般会計からお願いしたいということ水道局自身の方針にしているわけですが、この方針は、もうこの十カ年計画はこととして終了でございますけれども、鮎返ダムは安全対策事業としては位置づけられず、十カ年計画の方針も十年間も棚上げされてきたままであります。鮎返ダムには、この数年間で、平成十五年度の事業も含めて五億から六億円の投資がされておりますが、実際にこのダムの水を水道事業が利用しているのは、年間三百六十五日のうちわずか六日間程度であります。これがあるから、六日間の利用があるからこれは水道局が管理しなければならないダムなのだと、こう言って五億も六億もお金を水道局が負担をする。その負担は、水道料金に転嫁して回収する、こういう仕組みでございますが、こうした大きな問題から小さな経費の問題まで含めて、徹底した事業計画や資金計画の見直しをすれば、一億、二億の経費の節減というのは容易にできるものでございます。

そういうもうけ過ぎをなくし、計画の見直しを徹底して行い、そこで生み出された資金を財源に、不況にあえぐ市民の水道料金を少しでも値下げするということを実行すべきだということを繰り返し主張してまいりましたが、平成十五年度決算においてもこうした改善が見られないということを経由に、反対理由としたいと思っております。よろしく申し上げます。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第八十七号平成十五年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十五年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、さらに閉会中も引き続き継続審査といたしたいとの報告であります。本件については、委員長の報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり、さらに閉会中も引き続き継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議第七十八号平成十六年度別府市一般会計補正予算（第四号）に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。本件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第八十号平成十五年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成十五年度別府市水道事業剰余金の処分についてに対する委員長の報告は、これを認定及び可決すべきものとの報告であります。

まず、平成十五年度別府市水道事業剰余金の処分については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、平成十五年度別府市水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第七十九号平成十六年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第一号）、議第八十一号湯のまち「べっぷ」男女共同参画都市宣言について、及び議第八十二号工事請負契約の締結について、並びに議第八十五号別府市国土利用計画の変更についてまで、以上四件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上四件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上四件は各委員長報告のとおり可決されました。

〔退場する者あり〕

次に、議第八十三号土地の取得について、及び議第八十四号土地の取得に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上二件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上二件は委員長報告のとおり可決されました。

〔入場する者あり〕

次に、議第八十六号市長専決処分についてに対する委員長の報告は、承認すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第二により、議第八十八号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第八十九号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについての、以上を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・浜田 博君登壇）

○市長（浜田 博君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第八十八号及び議第八十九号は、本市固定資産評価審査委員会委員として、藏前和己氏並びに徳田靖之氏を選任いたしたいので、地方税法第四百二十三条第三項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第八十八号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第八十八号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第八十九号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、議第八十九号は原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、日程第三により、議第九十号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること

についてから、議第九十四号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上五件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・浜田 博君登壇)

○市長(浜田 博君) 御説明いたします。

ただいま上程されました議第九十号から議第九十四号までの五件は、人権擁護委員として、安部良子氏、内田淳子氏、友永良子氏、林道弘氏並びに郷司義明氏を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第六条第三項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

○議長(清成宣明君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清成宣明君) お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清成宣明君) 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第九十号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清成宣明君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、議第九十一号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清成宣明君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、議第九十二号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清成宣明君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、議第九十三号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、議第九十四号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し適任である旨の決定をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案に対し適任である旨の決定をいたしました。

次に、日程第四により、報告第十二号別府市南部振興開発株式会社の経営状況説明書類の提出についてから、報告第十七号寄附受納についてまで、以上六件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

○助役（大塚利男君） 御報告いたします。

報告第十二号から報告第十五号までの四件は、本市が出資を行っております法人について、その経営状況を説明する書類を、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により提出するものであります。

まず報告第十二号は、別府市南部振興開発株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

平成十五年度は、公共棟において空調設備修繕整備工事など、住宅棟においてテレビ電波障害防止施設工事など、建物や設備の計画的な改修工事等を実施いたしました。住宅棟の貸室については、市内各所のマンション等と競合するため、きれいな貸室の提供を心がけ、昨年度に引き続き入居率一〇〇％を維持いたしております。

事業の収支については、事業部勘定と信託部勘定の合併決算で約三千百五十七万円の利益となっております。平成十六年度においては、計画的な施設の維持管理に努め、引き続き事業収支の健全化を図ってまいりたいとの報告であります。

次に報告第十三号は、別府開発ビル株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

駐車場事業について、平成十四年八月から実施いたしました無人化の結果、二十四時間営業が可能となり、駐車場の時間貸しによる収入は、前期と比較して約六百万円、四五％の増加となりました。

今後とも経費節減を図るとともに、増収に向け一層努力してまいりたいとの報告であります。

次に報告第十四号は、財団法人別府市総合振興センターの経営状況を説明する書類の提

出についてであります。

平成十五年度は、独自事業として五事業、別府市からの受託事業として九事業の計十四事業を実施いたしました。独自事業である温泉給湯事業の契約件数の減少、駐車場事業の減収、天候に左右される志高湖野営場事業の減収などにより損失を計上いたしました。

今後は、損益の格差が著しい事業間においてその原因の分析を行い、健全な事業運営を図ってまいりたいとの報告であります。

次に報告第十五号は、株式会社別府扇山ゴルフ場の経営状況を説明する書類の提出についてであります。

平成十五年度の入場者数は、前年度と比較して二千三百五十一人の減少となり損失を計上いたしました。平成十六年度におきましては、昨年十月に実施したグリーンのペント化が順調に推移したこと等により、入場者の増加を図るとともに人件費の見直しなどのさらなる経費の節減を図り、経営合理化を一層推し進め収支の安定を図ってまいりたいとの報告であります。

報告第十六号は、市道上の自動車損傷事故外二件の和解等につきまして、地方自治法第百八十条第一項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第二項の規定により報告するものであります。

報告第十七号は、寄附受納の報告であります。企画調整関係、商工関係、高齢者福祉関係、土木関係及び教育関係におきまして御寄附をいただいております。詳細は、お手元の報告書のとおりでありますので省略させていただきますが、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。

以上六件につきまして、御報告いたします。

○議長（清成宣明君） 以上で、当局の説明は終わりました。

報告事項について質疑のある方は、発言を許します。

○二十四番（泉 武弘君） 扇山ゴルフ場から若干の質疑をさせていただきます。

扇山ゴルフ場の土地貸し付けの算定基準は、たしかグリーンフィーの二〇%というように記憶をいたしておりますけれども、現行の貸し付け料金がこの二〇%相当額に値するものかどうか、これが第一点、御答弁いただきたいと思います。

さらに、この貸し付け料金の変更時期が迫っていると思いますが、この貸し付け料金の議決行為はいつごろを予定しているのか。この点二点目にお尋ねをしたいと思います。それから三点目に、会長であります市長に、現下のこの扇山ゴルフ場の経営状況がどのように推移していくというふうに、この十五年度決算、事業報告を見てあなたが把握しておられるのか、この点を第三点目に御答弁いただきたいと思います。

さらに、最近若干気になる新聞報道があつておりましたけれども、現在、新しい社長が就任しまして、扇山ゴルフ場を名門コースにするというような、名門ゴルフ場にするとい

うようなことが報道されていたように記憶いたしておりますけれども、もし名門ゴルフ場にするということになりますと、今のパブリックという位置づけからして果たして整合性があるのかどうか。それが経営者会議の中でどういう協議が行われたのか。ここらを会長として御答弁をいただきたいと思います。

○ 財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

現行の使用料の貸し付けにつきましてですが、当初貸し付けにつきましては、昭和三十七年の十月二十六日、昭和三十七年市議会議第百四十八号につきまして、使用料は、グリーンフィーの二〇％で議決をいただいております。それから、現在の使用料、現在は千八百万でございますが、これは平成十四年三月二十五日に、期間三年間で更新するように議決をいただいております。この議決につきましては、三年間でございますので、来年十七年の三月議会でもまた市有地の貸し付けについて議決をお願いすることになると思います。

○ 助役（大塚利男君） お答えいたします。

扇山ゴルフ場の経営の推移をどのように見ているかということでございまして、現在、新しい社長になって積極的に経営改革に取り組んでいるところでございます。会社の方針といたしましては、三年以内に償却前黒字、五年後に償却後の黒字を目指している、そのようにお聞きして、現在、人件費等におきましても改革に取り組んでいるところでございますので、こういった経営改革がなされ、黒字経営に転向するものと私ども、そのように思っております。

また、名門コースとパブリックコース、そのことについて。名門コースにするというように聞いておるがという御質問でございますが、私ども、名門コースにするということについてはお伺いいたしておりませんので、そのように答弁させていただきます。

○ 二十四番（泉 武弘君） たしか新しい社長が就任されました折に、別府市とも土地の使用料について減額してもらおうような交渉をしたいということが、社長の発言として新聞に報道されておりました。現在のところ、この土地貸し付け上の減額の協議等がなされているのかどうか、それが第一点。

それから、間もなく預託金に対する払い戻し申請があれば、これに対応しなければいけないと思うのですが、これに対して基本的に別府市はどういう考えを抱いているのか。

それで、この機会に基本的なことをお伺いしたいのですけれども、今の出資率五％の別府市と扇山の関係をこのまま維持していくのかどうか、これについて、三点御答弁ください。

○ 助役（大塚利男君） 土地の減額の協議につきまして、これは経営改革の中で扇山の方にも土地の減額ということをお上げおるのは、私ども承知いたしておりますが、協議についてはいたしておりません。別府市の今の状況など若干お話しした経緯はございますが、これについての協議はいたしておりません。まだ行っておりません。

それから、預託制度につきましては、私どもも大変これは気になることでございまして、会社の方と十分今後協議させていただきたい。会社の方もこれを念頭に置いて経営改革にも取り組んでいるという御報告も聞いておりますので、今後このことについては、会社の方とも協議していきたいと思っております。

また、別府市の五-%の持ち株については、こういった協議の中で、また協議を会社の方とさせていただきたい、そのように考えておるところでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 市長ね、この機会に扇山と別府市との関係を法的に整理する必要があると思うのです。出資率五-%に伴うところの出資者としてのいわゆる責任ですね。これが預託金払い戻しの際にどういう法的義務が課せられるのか、ここらを整理しないと、このまま預託金払い戻しという事態に入ってから整理するのでは、大変混乱すると思うのですね。そこらを踏まえて別府市と扇山のゴルフ場との法的な関係もこの機会に、将来どうするのかについてもやはり整理しなければいけない時期が来ているのではないかと、こういう気がしますので、早い時期に法的な問題を整理していただくように、この機会に要望いたしておきます。

次に、振興センターの決算の問題ですが、過年度対比で見ますと、約三千万の減収になっています。これは駐車場使用収入と給湯料の使用料の減ということになっておりますけれども、この自主事業、それから受託事業を合わせて十四事業を見ていきますと、唯一振興センターの自主事業と言えるものは、温泉給湯事業だと思うのですね。これが過年度対比で給湯料収入がどのような増減を示しているのか、これからまず説明をしてください。

○企画調整課長（安波照夫君） 昨年度からの自主事業であります温泉給湯事業がどういう対比で動いているかということでございますが、本年度の分を見ますと、総額的には四千九百万程度の事業をやっているということでございますけれども、昨年度の決算を持ってきていませんので、ちょっと比較は今できておりません。

○二十四番（泉 武弘君） たしか過ぐる議会でも振興センターの決算の報告の際に、関連資料を皆さん方はお持ちになってないということで、大変厳しく私も指摘した経過があるというふうに覚えています。今年度のこの振興センターの最初の総評とも言えるべきところに、「本年度の事業収入減は、給湯件数の減少にある」と、こういうふうに明確にうたわれている。だとするならば、当然それに関する説明資料というものは報告するべき、皆さん方がこの議場にお持ちいただかなければ、報告に対する質疑ができないわけなので、すね。

市長、あなたにもたしか申し上げたと思うのですが、温泉地帯の大容量のお湯を貯湯タンクに入れて現在の振興センターがお持ちの給湯管で各戸に給湯するような事業計画ができないのかということ、具体的に大谷公園の一番下段に二百四、五十坪、中村市長時代に買収した土地があります。ここに貯湯タンクをつくって自然循環方式で桜ヶ丘線に入れ



ないかという指摘をしておりますけれども、これは現在どこまで調査がされておりますか。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

今の御質問に対しては、私ども、協議を行っておりませんが、この給湯事業の減収についての主な原因はお伺いいたしております。特にこの給湯契約をいたしておる地域において、以前からずっと長い給湯契約を結んでおりました。高齢化によるようなことで、御夫婦であった方や、また御家族の数が減った、そういったことから近所のおふるの方にもう、公衆浴場に入りたいので給湯契約をお断りする、そういう件数が非常に多くなった、その給湯件数が減ってきたというのが、この給湯事業の大きな減額である、そのようにお聞きいたしております。

○二十四番（泉 武弘君） やっぱり真剣に考えてください。別府市が一〇〇%出資しているわけですね、振興センターには。この中の自主事業。いわゆる事業収入を拡張するためには、この事業を真剣に考えていく以外にないのですよ。

そこで、ちょっと気になることがあります。テルマスの工事を今年度、たしか十月後半ぐらいから四十五日間程度する予定になっているように聞いていますが、これは過年度の事業実績を見て、十月ごろに算定をしたということになりますと、委託料、まあ、いわゆる振興センターから言いますと受託料ですが、受託契約の中にはそれはどういうふうに織り込んでいるのですか。これを説明してください。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

テルマスの営業につきましては、十月の中ごろから約四十五日間程度、県条例のレジオネラ等の関係で改修工事を行う予定にしております。その段階で振興センターとの委託契約の中に、営業しないための空間が出てくるわけでございますが、日ごろできない維持管理の問題もありますので、これを含めた形の協議をしたいと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 受託契約では、施設の維持・修繕というものは、委託をするべき側の責務なのか、受託した側の責務なのか、どのように委託契約では取り扱いをしていますか。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

今回の工事につきましては、去る二年ぐらい前ですか、日向の問題を受けまして県条例が改正されました。それを受けまして工事をする予定になっておりますので、形としていけば、委託先の都合による工事だと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 前年対比で委託料は、テルマスの場合どうなのですか、増減は。

○温泉課長（遠島 孜君） 委託料につきましては、前年と同額で契約をしております。

○二十四番（泉 武弘君） 四十五日間営業ができないのに委託料は同じというのは、どういう根拠ですか。先ほど私がお尋ねした、受託契約の内容はどのようなのですかと、振興セ

ンターとして別府市と受託契約を結んでいますけれども、その中に本体の維持・修繕については、どのような受託契約になっているのですか。説明してください。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

この市営温泉の委託契約につきましては、工事等におきましては、市の方で行うということになっており、特にこの委託の内容につきましては、ほとんどこれに、運営にかかる人件費でございます。そのような状況になっておりますので、先ほど課長の方からお答えいたしましたように、この期間については、他の市営温泉の維持管理の見直しの部分など、見直しというのですか、再点検などに行っていただく、また契約職員については、他の忙しい市営温泉の方についていただくとか、そういったことを考えているところでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 今の答弁を聞いていまして、助役、自分の答弁が理論矛盾を起こしているということにお気づきになっていないようなのです。各委託項目に基づいて委託料というのは積算されているのですね。その委託料に基づいた管理運営というのがされるように委託契約ではなっています。四十五日間の営業がないということになりますと、それは当然委託料から減額すべき性格のものなのです。それがわかっていながら、総合振興センターには前年と同額の委託料を支出している。これは委託料の支出根拠として非常に問題があるというふうに、私はこの機会に指摘をしておきます。四十五日間営業ができないから、その部門の職員をほかの部門に当たらせるということは、それは最初から仕様書の中に組み込まれていなければいけないわけです。そういうものは、私が知る限りでは残念ながら見つけることができませんでした。

さて、振興センターについては、私は早く競争原理を導入すべきだということを申し上げておりますが、十七年度から競争原理を導入するという答弁をいただきながら、行政改革推進書では、十八年度実施というふうになっています。まさに朝令暮改の最たるもの。このように政治に対する不信というものは、そして、行政が一たん議場でその方針を示したものを安易に変更するというものがないように、この機会に厳しく指摘をしておきたいと思えます。

さらに、正規職員二十七名います。この皆さん方の平均年収を見ますと、六百万七千九百七十四円です。契約従業員の人数が四十四名、一人当たり平均年収額は百七十五万六千五百七十五円。繁忙期の臨時職員が四十名程度で、平均年収が百五万六千百九十五円。私が見る限り、市長、第一線で働いているのは、契約職員と繁忙期職員を多く見かけるのですね。正規職員が働いている、働いてない、私はそのことを自分でつぶさに見ていませんからわかりませんが、やはり振興センターそのものについて基本的に考え直さなければいけない時期だ、こういうふうを考えます。なぜかといいますと、今度、朝令暮改ということにならないと思えますが、十八年度から、今行政は指定管理制度並びに競争原理

の導入ということをやっていますから、そうなってきたときに、総合振興センターが生き延びるといことが極めて難しいというふうに指摘をしておかなければいけない。だから、あえて私が自主事業を拡張すべきではないかということ提言したのです。市長は、この点についてどうお考えですか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

振興センターの問題は、私もいろんな法的な制度も含めて、出資一〇〇%の問題も含めて、自主事業の関係、すべて見直しを含めて、今検討させていただいております。心配いただいた点につきましても、指定管理制度の中でどうこの運営をやっていったらいいのか、このことも真剣に考えていきたい、このように考えております。

○議長（清成宣明君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

以上六件の報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第五により、議員提出議案第十一号競輪事業のさらなる改革を求める意見書から、議員提出議案第十七号国民のための郵政事業を考える意見書まで、以上七件を一括上程議題といたします。

まず、議員提出議案第十一号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（三十一番・村田政弘君登壇）

○三十一番（村田政弘君） 議員提出議案第十一号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案の説明にかえさせていただきます。

#### 競輪事業のさらなる改革を求める意見書

競輪施行者は、自転車競技法に基づき自転車その他の機械工業並びに体育事業及びその他公益事業の振興のために必要な財源としての交付金、公営企業のための納付金を支出するなど、収益の均てん化に寄与しながら、地方財政健全化のため財源確保に努めてきた。しかしながら、競輪事業の売り上げは年々減少し、全施行者のうち半数近くが赤字経営に追い込まれている。そのため、競輪施行者は、新投票制度の導入や機械化の推進、施設の大規模改修など種々施策を講じ、ファン層の拡大や売り上げ増加を図る一方、従業員の人件費の削減を初めとする経営の合理化・効率化を行い、開催経費の削減に努力を続けている。

こうした中で、平成十四年に「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律」が施行され、日本自転車振興会に対する交付金がこれまでより軽減されたが、この改正内容は、これまで陳情してきた内容とは大きくかけ離れており、不十分と言わざるを得ない。

よって、平成十八年三月三十一日までに行われる見直しの中で、次の項目が完全に実施されますよう、強く要望する。

一つ、日本自転車振興会に対する交付金のうち、一号交付金については自転車産業の振興事業に限定し、同二号交付金についてはこれを廃止すること。

二つ、自転車競技法第一条第六項第一号の競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判、その他の競輪の競技に関する事務（競技関係事務）を自転車競技会以外の他の地方公共団体、私人にも委託可能とするよう、自転車競技法の改正をすること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年九月十五日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

財務大臣

経済産業大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十一号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第十二号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（一番・長野恭紘君登壇）

○一番（長野恭紘君） 議員提出議案第十二号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書

平成十六年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名のもとに、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方針に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となった。こうした中、政府においては、去る六月四日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇四」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連しておおむね三兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体は、この要請に対し去る八月二十四日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件をもとに、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところである。

よって、国においては、「三位一体の改革」の全体像を早期に明示するとともに、地方六団体を取りまとめた今回の改革案と、我々地方公共団体の思いを真摯に受けとめられ、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を強く求めるものである。

#### 記

一、国と地方の協議機関の設置。地方の意見が確実に反映することを担保とするため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。

二、税源移譲との一体的実施。今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。

三、確実な税源移譲。今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。

四、地方交付税による確実な財政措置。税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体にかかる地方交付税の所要額を必ず確保すること。

五、施設整備事業に対する財政措置。廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組み合わせにより万全の財政措置を講じること。

六、負担転嫁の排除。税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切り下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。

七、新たな類似補助金の創設禁止。国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。

八、地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映。地方財政対策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体

の意見を反映させる場を設けること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年九月十五日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

金融・経済財政政策担当大臣

総務大臣

財務大臣 殿

経済産業大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

何とぞ議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十二号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第十三号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十七番・高橋美智子君登壇）

○十七番（高橋美智子君） 議員提出議案第十三号は、お手元に配付しております意見

書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

### 容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書

一般廃棄物の約六割を占める容器包装のリサイクルを行うため、平成九年四月に容器包装リサイクル法が施行されました。容器包装リサイクルの原点は、住民一人一人が分別のルールを守り、自治の分別収集に積極的に協力することですが、リサイクル率は上がっても、使い捨て型ワンウェイ容器の大量生産・大量使用の構造は見直されず、排出抑制に結びついていないのが現状です。その一方で地方自治体は、リサイクルコストの約七割を占める収集・分別・保管を義務づけられ、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫しています。また、これらに要する費用が税金負担の構造では、生産者にもごみ減量に取り組むインセンティブ（誘因）が働きません。

したがって、容器選択権のある生産者の責任を明確にしない限り、このままでは大量廃棄にかわる大量リサイクルに際限なく税金を使い続けることとなります。しかも、この法律は、リデュース、リユース、リサイクルという3Rの優先順位を明確にしたとされる循環型社会形成推進基本法の精神からも矛盾しており、これらを推進するさまざまな経済的手法や規制的手法（例えば容器課徴金、デポジット制度、自動販売機規制など）を盛り込む視点で見直すことも不可欠です。

よって、循環型社会を目指して、容器包装リサイクル法の改正を強く求めます。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成十六年九月十五日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長 殿

環境大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 暫時休憩をいたします。

午前十一時 三十分 休憩

午前十一時三十二分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第十三号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第十四号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（五番・麻生 健君登壇）

○五番（麻生 健君） 議員提出議案第十四号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

自衛隊のイラク多国籍軍からの離脱を求める意見書

六月十八日、政府は、政令改正をもって自衛隊の多国籍軍参加を閣議決定した。政府がどんなに言い繕おうとも、多国籍軍は武力行使を念頭に置いた軍隊であり、ここに参加することは、憲法が禁止した集団的自衛権の行使にほかならない。このような安保政策の大転換を、国内での議論に先立ちブッシュ米大統領に約束し、国会軽視、国民不在のまま閣議だけで決めることは、憲法をなし崩しに空洞化させるものであり、認めることはできない。

多国籍軍参加を決めるに当たっての政府の統一見解は、多国籍軍は「統一した指揮下」にあるとした国連新決議一五四六の内容を「統合された司令部」に置きかえ、自衛隊は「我が国の指揮に従う」、「他国の武力行使と一体化しない」などとした。しかし、米国防次官補が下院軍事委員会に提出した文書では、「統一された指揮権とは、現状においては米軍の指揮権を意味する」と明言しており、独自の指揮権を主張する政府の説明は成り立たない。道理を欠き、無理に無理、詭弁に詭弁を重ねた説明は、逆に自衛隊の多国籍軍参加が従来の政府見解に違反し、憲法を犯していることを浮き彫りにしているものである。

すでにイラク戦争に大義がなく、米国の占領統治が誤りであったことは明らかである。イラク多国籍軍に関する新決議が採択されても、依然としてフランス、ロシア、中国、ドイツなどの諸国は、多国籍軍に参加していない。イラク特措法に照らしても、自衛隊のイラク派兵は根拠を失っており、直ちに多国籍軍から離脱しイラクから撤退すべきである。イラク復興支援に当たっては、「初めに自衛隊ありき」ではなく、国連を通じた非軍事の人道支援に徹することを求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成十六年九月十五日



## 別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

外務大臣

防衛庁長官

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十四号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第十五号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（十四番・野田紀子君登壇）

○十四番（野田紀子君） 議員提出議案第十五号は、お手元にお配りしております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

### 平和憲法に関する意見書

日本国憲法は、日本国民とアジア、世界の人々におびただしい惨禍と犠牲を強いた太平洋戦争への痛苦の教訓に立って制定されたものであります。主権在民、恒久平和、基本的人権、国権の最高機関としての国会の地位、地方自治など、民主政治の柱となる平和的・民主的な条項を定めております。とりわけ武力行使の永久放棄や戦力不保持を明記する第九条は、世界に誇るべき平和の原則であります。この憲法の立場で平和を実現する道を求めることこそ、日本国民や数千万の世界の人々が示す平和の流れにほかなりません。

しかしながら、現在、イラクにおいては多国籍軍による住民への圧政が続いております。日本も憲法の規定に違反するこの多国籍軍については、国民への説明も国会審議もなく、

参加を強行しております。本来、日本の果たすべき役割は、憲法の平和原則を守り、この立場で戦争反対を世界に発信すべきであります。しかし、改憲勢力は、憲法違反の多国籍軍への参加を名実ともに合憲とすべく、憲法改定を行おうとしております。私たちは、このような動きに強く抗議するものであります。

よって、国会及び政府におかれては、改憲することなく、先駆的な憲法の平和原則を日本と世界の平和に役立てるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出いたします。

平成十六年九月十五日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長 殿

内閣総理大臣

何とぞ、議員各位の皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。上程中の議員提出議案第十五号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

次に、議員提出議案第十六号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（三番・市原隆生君登壇）

○三番（市原隆生君） 議員提出議案第十六号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

消費者保護法制等の整備を求める意見書

さきの通常国会（第百五十九回国会）において、改正消費者基本法が成立しました。この法律は、成立以来三十六年ぶりの大改正となるもので、消費者問題が多様化・複雑化す

る中で、消費者が真の主役となり、適切な意思決定を行えるような環境を整備する必要があります。その意味で「消費者の権利」の確立を柱とした消費者基本法が成立し、施行される意義は極めて大きいと言わざるを得ません。

また、国民生活審議会の消費者部会は、制度の具体像に関する有識者による検討委員会を本年五月二十四日に立ち上げ、年内の報告書を取りまとめを目指して論議が進められています。特に欠陥商品や悪徳商法等の被害などについて、不特定多数の消費者にかわって一定の消費団体が損害賠償等を求める消費者団体訴訟制度は、消費者の権利を守る重要な手段としてドイツで制度化、普及し、EU（欧州連合）加盟国やタイ、インドなどアジア諸国へも広まっています。規制緩和の進む我が国においても、明確なルールのもとでの自由な経済活動を保障しつつ、各種の係争の司法的解決を目指す「事後チェック社会」へと移行していく中で、消費者団体訴訟制度の必要性が指摘されています。

さらに政府においては、我が国の消費者の視点に立ち、以下の消費者保護法制等の整備を早期実現することを強く要望します。

#### 記

- 一、改正消費者基本法を踏まえ、消費者団体訴訟制度の早期導入を図ること。
- 二、国民生活センター等の機能強化及び電話相談のダイヤル一元化等を推進し、関連する制度・施策の確立を急ぐこと。
- 三、近年の架空請求、不当トラブルが社会問題化している現状から、携帯電話、預金口座の不正利用防止策を初め、その対応に関係省庁が一体となって早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づいて意見書を提出する。

平成十六年九月十五日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長 殿

内閣総理大臣

何とぞ、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。  
上程中の議員提出議案第十六号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第十七号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（二十一番・永井 正君登壇）

○二十一番（永井 正君） 議員提出議案第十七号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案の説明にかえさせていただきます。

#### 国民のための郵政事業を考える意見書

日本郵政公社は、国営の新たな公社として郵便、郵便貯金、そして簡易保険の各業務及び郵便局の施設を利用して行うその他の業務を、総合的かつ効果的に行うことを目的として、平成十五年四月一日に発足し、以前からの国民生活に必要な不可欠な郵政三事業の生活基盤サービスを一体的に提供し、全国同一料金、同一サービス（ユニバーサル・サービス）を確保しつつ、効果的な経営とよりよいサービスの提供に努めているところであります。

しかるに、先般、政府の経済財政諮問会議は、郵政民営化問題について、秋ごろに郵政民営化に向かって最終報告を行うとする報道がなされている。中央省庁等改革基本法（平成十年法律第百三号）第三十三条五項では、「経営に関する具体的な目標の設定、中期経営計画の策定及びこれに基づく実績評価を実施するものとする」となっている。中期経営計画は四年を一期としており、その結果を見た上で「郵政事業民営化」に関する下記の事項について議論を重ねた上で、現在の国営の公社形態を維持していくことの是非を決めることが望ましいと思料する。

一、郵政事業は、約二万四千七百局の全国的な郵便局ネットワークを通じ、国民生活に最も身近な国営の機関として国民に広く公平なサービスを提供している。全国均一で利用できる郵便を初め、郵便貯金の預払い、年金の受け取り、国庫金の受け払い、そして簡単な送金、さらには簡易保険の取り扱いなど、一つの郵便局でむだなく、効率よく利用でき、都市部と地方とのサービスの格差もなく、国民にとってこれからもなくてはならない存在である。

二、一部の地域にあっては、郵便局において住民票、印鑑登録証明書の交付等、行政の業務の一部を行う「ワンストップ・サービス」を取り扱っているほか、地域住民の交流の場として活用され、国民生活の福祉の増進に大いに役立っている。

三、競争原理に基づいた収益向上の採算性を重視したものとなれば、都市部、地方を問わ

ず不採算地域においては、郵便局の廃止や各種料金の値上げも想定され、ユニバーサル・サービスの継続的な維持が困難になるなど、地域住民の生活に大きく影響することが憂慮される。

四、日本の社会資本の整備は、まだ十分とは言えず、郵便貯金、簡易保険の資本は、その原資として危機的状況を抱える国家財政に対し、これからも貢献できるものと思料する。以上のことを実現するために、将来の郵便局の運営については、国民の意見を十分に取り入れ、幅広い角度から運営形態の検討をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年九月十五日

別 府 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官 殿

金融・経済財政政策担当大臣

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（清成宣明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第十七号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（清成宣明君） 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第六により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。

各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変化または中止については、その決定を議長に一任して  
いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、やむを得ない事情による変化または中止については、その決定を議長に一任す  
ることに決定いたしました。

お諮りいたします。

以上で平成十六年第三回市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、以上で平成十六年第三回市議会定例会を閉会いたします。

午前十一時五十二分 閉会